「札幌開発建設部ダム事業費等監理委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を、札幌開発建設部ダム事業費等監理委員会(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、幾春別川総合開発事業及び雨竜川ダム再生事業における適切な事業 実施の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業の進め方等について、事業 者に対し意見をすることを目的とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の事項について審議する。
 - ー コスト縮減策と実施状況
 - 二 事業執行内容

(委員)

- 第4条 委員会は、別紙1に掲げる委員により構成する。
 - 2 委員の任期は各年度の2年間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員の氏名及び職業は、公表する。
 - 4 オブザーバーは別紙2のとおりとする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
 - 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は、委員長が召集する。
 - 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
 - 3 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要及び委員会に提出された資料については公表する。ただし、公表することが適切でない資料については、委員会の了解を得て公表しないものとする。
 - 4 委員及びオブザーバーは、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員及びオブザーバーの職を退いた後も同様とする。
 - 5 委員会の成立は、委員の半数以上の出席をもって成立とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、札幌開発建設部に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 (施行期日)

この規約は、平成20年 9月12日より施行する。

平成22年 7月 8日一部改正

平成27年 8月 3日一部改正

令和 4年 8月 3日一部改正 令和 5年 8月 8日一部改正 令和 6年 8月 7日一部改正

第4条第1項の委員(委員は50音順:敬称略)

委員会役職		氏	名	職業
委	員	石井	吉春	北海道大学公共政策大学院 客員教授
委	員	泉	典洋	北海道大学大学院 工学院長
委	員	向田	直範	北海学園大学 名誉教授
委	員	矢部	浩規	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ グループ長

第4条第4項のオブザーバー

オブザーバー〔幾春別川総合開発事業〕
北海道建設部河川砂防課
電源開発株式会社
北海道企業局工業用水道課
桂沢水道企業団
三笠市
岩見沢市
美唄市

オブザーバー〔雨竜川ダム再生事業〕
北海道建設部河川砂防課
北海道電力株式会社
幌加内町

オブザーバー [共通 ダム技術] 江幡 一男